

III 研究ノート III

クリミア紛争と国際秩序

澤 喜司郎

はじめに

2004年11月21日の大統領選挙の決選投票では、ロシアとの関係を重要視する与党代表のヤヌコヴィッチ候補と、欧州への帰属を唱える野党代表のユシチェンコ候補の一騎打ちになりました。開票の結果、ヤヌコヴィッチ候補の当選が発表されると、その直後からユシチェンコ候補の支持基盤であったウクライナ西部ではヤヌコヴィッチ陣営に大統領選挙で不正があったと主張され始め、不正の解明と再選挙を求めて首都キエフを中心にストライキや座り込み、デモ、大規模な政治集会が行われました。ロシアの支持を受けたヤヌコヴィッチ候補を中心とする与党勢力は再選挙を否定していましたが、野党勢力を支持する欧州連合（EU）と米国の圧力によって再決戦投票が行われることになり、2004年12月28日にユシチェンコ大統領が誕生しました。この政変が一般にオレンジ革命と呼ばれています。

オレンジ革命で成立したユシチェンコ政権では、成立直後から盟友のティモシェンコとの抗争が相次ぎ、そのためオレンジ革命を支持したウクライナ西部の民衆も次第にユシチェンコ政権から離反し、2010年2月7日の大統領選挙の決選投票ではヤヌコヴィッチ候補がティモシェンコ候補に勝利し、大統領に就任しました。¹⁾

1) 2010年9月30日に、ウクライナ憲法裁判所が2004年のオレンジ革命後の一連の憲法改正と政治改革法を無効と判断したことによって、オレンジ革命による民主化路線・親欧米路線は頓挫したと米国やEUは落胆しました。

ヤヌコヴィッチ政権は、2012年3月にEUとの間で自由貿易協定を柱とした連合協定を仮調印しましたが、2013年11月29日に連合協定の本調印を見送ったため野党や親欧米派、右派セクターなどによる反政権デモが勃発しました。²⁾

反政権デモは年末には下火になりましたが、2014年1月17日にヤヌコヴィッチ政権がデモ規制を強化する法律を制定したため、反政権デモが再燃・先鋭化し、デモ隊によって中央省庁が相次いで占拠され、抗議行動は地方へも拡大していきました。2月18日には、反政府派の群集の暴力示威行為やこれを制圧しようとする政府治安部隊との衝突などで双方に多数の死者が発生し、ヤヌコヴィッチ大統領は事態収拾のため2月21日に野党勢力との合意により挙国一致内閣の樹立や大統領選挙の繰り上げなどの譲歩をしました。しかし、反政府派はデモなどを止めず、ヤヌコヴィッチ大統領は翌22日に首都キエフを脱出し、そのため同日にウクライナ議会はヤヌコヴィッチの大統領解任と大統領選挙の繰り上げ実施を決議しました。³⁾

そして、トゥルチノフ大統領代行とヤツェニウク首相による親欧米派の暫定政権が発足したとされていますが、ヤヌコヴィッチは反政権デモなどを

2) 2013年12月に発表された世論調査によれば、連合協定見送りに反発する反政権デモへの支持は49%、不支持は45%と分かれ、地域別では「欧州への回帰こそがウクライナの進路」との考えが根づく西部では84%が支持していましたが、ロシアとの結びつきが強い東部では81%が不支持で、歴史の歩みが異なる東西では反政権デモへの評価が大きく異なっていました（「読売新聞」2013年12月21日）。

3) 議会による大統領の解任について、ウクライナ憲法第85条第10号では、議会は憲法第111条に定める特別な手段（弾劾）によるウクライナ大統領の解任の権限を持つと規定され、第111条は「ウクライナ大統領が国家反逆罪又はその他罪を犯した場合、ウクライナ大統領は弾劾により解任される。ウクライナ大統領の弾劾による解任は、ウクライナ議会の憲法に定める定数の過半数の議員の発案により審議される。調査を執行するためにウクライナ議会は特別弁護士及び特別調査官を含む特別臨時調査委員会を設立する。特別臨時調査委員会の結論及び提案はウクライナ議会で審議される。ウクライナ議会の憲法に定める定数の3分の2以上の賛成によりウクライナ大統領に対する告訴を決議できる。ウクライナ大統領の弾劾による解任は、ウクライナ憲法裁判所の判決及び弾劾に関する調査・考察を行った憲法弁護士の意見、ウクライナ大統領が告訴されている国家反逆罪又はその他犯罪に関するウクライナ最高裁判所の意見を考慮した上で、ウクライナ議会在憲法に定めた定数の4分の3以上の賛成で採択できる」としています。そのため、ウクライナ議会在憲法に則ってヤヌコヴィッチの解任を行ったとは言えません。

クーデターと非難し、大統領解任に同意していないと報じられていました。米国とEUは暫定政権を認めましたが、ロシアは認めていません。米国とEUが暫定政権を認めたのは、暫定政権が親欧米派だからで、もし親ロシア派が反政府運動で親欧米派の政権を倒して暫定政権を樹立したならば、米国とEUはそれをクーデターと非難し、暫定政権を認めていないと言われていません。

本稿は、第2のオレンジ革命あるいはクーデターと呼ばれている2014年2月の政変からクリミア半島の独立・ロシアによる編入に至る中で、米国やEUによる住民投票や自決権の否定という国際秩序を大きく変容させかねない問題について若干の考察を試みることにします。⁴⁾

1 クリミアの独立宣言

クリミア半島では住民の大半がロシア系で、ウクライナ語ではなくロシア語が日常的に話され、ロシアへの帰属意識が強いとされています。ヤヌコヴィッチ政権の崩壊後に親欧米派が主導権を握ったウクライナ議会が、2月23日にロシア語を地域語として公文書作成などでの使用を認めた言語法の廃

4) 読売新聞欧州総局長の林路郎は、「東西の境界に位置するウクライナを引き裂く根底に、二つの異なる世界観がある。欧州を焼け野原にした第2次世界大戦後、仏伊独など西欧は『不戦』に近い、欧州石炭鉄鋼共同体を設立して戦いの種となる資源を共同管理した。この『平和の砦』は、民主主義や市場経済、法の支配を守る欧州連合（EU）に育った。ソ連支配から解放された東欧諸国はそこに雪崩を打って加わり、『平和の砦』は東へ広がった。／だが、プーチン露大統領はソ連崩壊を『20世紀最大の地政学的大惨事』と位置づけ、ソ連帝国の復活を夢見る。EUと歩調を合わせた北大西洋条約機構（NATO）の東方拡大は『屈辱』であり、砦は遠ざけるべき邪魔者だ。弟分のウクライナへの影響力と、クリミア半島を拠点とするロシア黒海艦隊の基地を守るためには手段を選ばないやり方も、ソ連を思わせる」（『東西異なる世界観』『読売新聞』2014年3月18日）としています。

ここではロシアが悪者として論じられていますが、そもそも二つの異なる世界観を欧州で国際的な紛争レベルに引き揚げる契機となったものが1949年に結成された多国間軍事同盟としてのNATOで、NATOに対抗するために1955年にソ連を盟主に東欧諸国によって軍事同盟としてのワルシャワ相互防衛援助条約機構が結成され、ここに二つの異なる世界観が欧州では軍事的に対峙するようになりました。

止を決議し、これがクリミア半島での暫定政権への怒りに火をつけたと言われています。なお、ウクライナ憲法第10条は「ウクライナの公用語はウクライナ語である。国はウクライナ語がウクライナの主権の及ぶ全範囲で使用できること、及びウクライナ語の全体的な発展を約束する。ウクライナではロシア語やその他少数民族が各自の言語を使用し、保護していくことは認められている。国は国際言語の習得を奨励する。多言語が使用されることは憲法で認められており、法もこれを認める」としています。

そのため、クリミア半島ではウクライナから分離し、ロシアへの編入を求める声が急速に高まり、その賛否を問う住民投票の実施が計画され、セヴァストポリ特別市とクリミア自治共和国では2月27日に親ロシア派住民によって政府庁舎や議会議事堂が占拠されました。ウクライナ議会が3月11日にロシア編入の是非を問う住民投票の実施を撤回しなければ、ウクライナ憲法の規定に基づいてクリミア自治共和国議会の解散手続きに入ることを決めたため⁵⁾、クリミア自治共和国議会とセヴァストポリ市議会は3月11日にウクライナからのクリミア独立宣言を採択しました。⁶⁾

3月16日にウクライナからの独立とロシアへの編入を問う住民投票が行われ、その結果をうけて翌17日にウクライナからのクリミア（クリミア自治共和国とセヴァストポリ特別市）の独立とロシアへの編入を求める決議が採択され、ロシアのプーチン大統領は同日中にクリミアの主権を承認した上で、翌18日にクリミアのロシアへの編入に関する条約に署名しました⁷⁾。米国と

5) ウクライナ憲法第85条第28号は、ウクライナ議会の権限として「憲法裁判所によるウクライナ憲法又はウクライナの法がクリミア自治共和国議会により侵害されているという報告に基づく、クリミア自治共和国議会の任期満了以前の解散、クリミア自治共和国議会に補欠選挙の指示」と定めているため、クリミア自治共和国が行う住民投票をウクライナ憲法裁判所が違憲と判断すれば、クリミア自治共和国議회를任期途中でも解散させることができるとしています。

6) クリミア自治共和国では3月16日の住民投票を前に、治安機関員やロシア系住民で作る「自警団」は親欧米派による選挙妨害を阻止するために空港などの重要施設や幹線道路で検問を行っていました。自警団には警備員や弁護士、建設作業員などさまざまな職業を持つ地元有志が参加し、彼らはクリミア自治共和国から提供された防弾チョッキと護身用ナイフ、トランシーバーを装備していました（「読売新聞」2014年3月13日）。

7) クリミアのロシアへの編入に関する条約の骨子は、①条約調印日からクリミア共和国をロシアの一部と見做す、②クリミア共和国ではロシア語、ウクライナ語、クリミア・

EUはこれを国際法違反の侵略と非難し、ウクライナからのクリミアの独立とロシアへの編入は無効であると主張してロシアへの経済制裁を実施しました。⁸⁾

2 在外自国民の保護と重国籍

ヤヌコヴィッチが大統領を解任され、親欧米派の暫定政権が樹立されたため、ロシア下院は2014年2月28日にウクライナ人の希望者へのロシア国籍付与の手続きを簡素化する法案の審議を始めました。通常、ロシア国籍の取得にはロシア国内に一定期間居住するなどの条件を満たす必要がありますが、今回の法案では「ロシア語ができること」が唯一の条件とされていました。なお、ウクライナ憲法第25条は「ウクライナ国民は決して国籍及び国籍を変える権利を奪われない。ウクライナ国民は決してウクライナ国外追放及び外国に引き渡されない。ウクライナは、国外にいる国民の保護を保証する」と規定し、国民が国籍を変える権利を認めています。

ロシア国籍が簡単に取得できるようになれば、ロシアへの親近感の強いクリミアやウクライナ東部では「ロシア国民」の急速な増加が予想され、暫定政権と親ロシア派住民（国籍上のロシア人）の対立などによって治安が悪化するれば在外自国民の保護を理由にロシアがウクライナに治安部隊を派遣する可能性があるとして暫定政権は懸念していました。プーチン露大統領は3月1日

タタール語を公用語とする、③クリミア共和国とセヴァストポリ特別市の編入時の住民はロシア市民と見做す、④2015年1月1日までをロシア政府機関への統合の移行期間とする、⑤2015年9月の第2日曜日にクリミア共和国とセヴァストポリ特別市の議会選挙を実施する、⑥条約は批准の日に発効する、としていました（「日本経済新聞」2014年3月18日）。

8) プーチン露大統領は3月18日にクレムリンで演説し、「クリミア半島での住民投票は民主的で合法的だった。クリミアの人々はロシア編入の意思を明確に示した」とし、米国とEUがロシアに経済制裁を発動したことについて「われわれは西側とも東側とも対決したいとは思わない。むしろ現代の世界に相応しい文明的な友好関係を作るため必要なことをしたい」と述べていましたが、同日にバイデン米副大統領はプーチン露大統領がクリミアのロシア編入を表明したことを「領土の強奪だ」と非難しました。

に、ロシア国民とロシア軍の要員の安全を守るためにウクライナ領域での軍事力の行使（軍事介入）をロシア上院に提案し、上院は全会一致で軍事力の行使を承認しました。

そして、在外自国民の保護のための軍事力行使の根拠とされているのが、国際連合憲章第51条と、「1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）」第2条第2項とされ⁹⁾、また在外自国民の保護については国連憲章などの国際法は禁じておらず、むしろ在外自国民の保護はいずれの国でも政府に課せられた義務とされ¹⁰⁾、そのため軍による在外自国民の保護（それに伴う軍事力の行使）を禁止する単一の法的根拠は存在しないとされています。¹¹⁾

他方、国籍とは一般に個人が特定の国家の構成員（国民）である資格と定義され、どのような者に国籍を付与するかは各国の主権の問題であり、各国はその国の歴史や政策によって国民の要件や範囲をそれぞれに決めているために重国籍者や無国籍者が存在しています。国籍に関する国際法上の原則には国籍唯一の原則と国籍自由の原則があり、国籍自由の原則は人が国籍の変更、離脱の自由を持つという考え方によるものですが、国籍唯一の原則との関係上重国籍や無国籍となる自由は含まないとされています。

1930年の「国籍の抵触についてのある種の問題に関する条約」は、国籍唯一の原則によって重国籍や無国籍を解消しようとし、1963年の「重国籍の場合の減少及び重国籍の場合の兵役義務に関する条約」も重国籍を望ましくな

9) 国際連合憲章第51条は、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」とし、追加議定書第2条第2項は「文民及び戦闘員は、この議定書その他の国際取極がその対象としていない場合においても、確立された慣習、人道の諸原則及び公共の良心に由来する国際法の諸原則に基づく保護並びにこのような国際法の諸原則の支配の下に置かれる」と規定しています。

10) 1961年署名の「外交関係に関するウィーン条約」（昭和39年6月26日条約第14号）第3条第1項（b）は「接受国において、国際法が認める範囲内で派遣国及びその国民の利益を保護すること」を使節団の任務としています。

11) 橋本靖明・林宏「軍隊による在外自国民保護活動と国際法」『防衛研究所紀要』第4巻第3号、2002年2月。

いものとして重国籍を可能な限り防止しようとするものでした。しかし、欧州では出稼ぎ労働者の増加と定住、国際結婚の増加、EU構成国間での移動の自由などによって重国籍防止の原則の見直しに迫られ、1997年の「国籍に関するヨーロッパ条約」は重国籍を認めました¹²⁾。また、米国の最高裁判所は重国籍を法律上認められている資格と判断し、米政府は米国人が他国の国籍を持つことを認めています。重国籍を原因とする問題が生じることがあるため政府の方針としては重国籍を支持していないとされています。

ロシアによるウクライナ人へのロシア国籍の付与、ウクライナにいる自国民保護を目的とした軍事介入は国際法で禁止されていないため、国家と国籍(国民)と居住地の関係の曖昧さに起因する問題がクリミア紛争で持ち上がりました。¹³⁾

3 国連総会決議とロシア悪者論

プーチン露大統領がロシア国民とロシア軍の要員の安全を守るためにウクライナ領域での軍事力の行使をロシア上院に提案したことなどをを受け、3月1日の国際連合安全保障理事会緊急会合で米国とEUはロシアに対して「ウク

12) 国籍に関するヨーロッパ条約第3条は、何人が自国民であるかを自国の法令によって決定することは各国の権限に属すると規定し、第4条は各締約国の国籍に関する制度が基づかなければならない原則として、(a) すべての人は国籍を持つ権利を有する(国籍取得権)、(b) 無国籍の発生は防止しなければならない(無国籍の防止)、(c) 何人もほしのままにその国籍を奪われない(国籍の恣意的剥奪の禁止)、(d) 締約国の国民と他国民の間の婚姻及び婚姻の解消並びに婚姻中の一方の配偶者による国籍変更はいずれも他方の配偶者の国籍に効力を及ぼさない(夫婦間の平等)をあげ、第14条は重国籍になる場合として出生により相異なる国籍を取得した子どもがこれらの国籍を保持すること、自国民が婚姻により外国籍を取得した場合にこの外国籍を保持することを締約国が許容しなければならないことを定め、またこれ以外のケースについても締約国が重国籍を認めることを許容しています。

13) ロシア下院は2013年3月7日に、外国の領土をロシアに編入するための手続きを定めた法律の改正案を審議することを明らかにし、下院に提出された改正案では「ある国に国民を守るべき国家権力が存在せず、領土に移管を決める条約を結べない場合には、住民投票で承認されれば、その国の領土の一部をロシアに編入できる」とされていましたが、その後、この改正案は取り下げられました。

ライナへの干渉を止めるべきだ」「ウクライナの独立、主権と領土の一体性を尊重すべきだ」と主張し、これに対してロシアは米国やEUがウクライナのヤヌコヴィッチ政権を崩壊させるために反政府デモを煽り、ウクライナ暫定政権がクリミア半島の治安を不安定化させたと非難するなど、かつての東西冷戦を思い出させるような非難合戦が展開されました。なお、米国とEUがロシアのウクライナへの干渉を非難したのは、2008年8月に多くのロシア国民が居住するグルジアの南オセチアにグルジア軍が侵攻したためロシアが自国民保護を目的に軍事介入し、南オセチアとアブハジアの独立を承認するという事態が起こったからです。

他方で、クリミアにはロシア軍が駐留し、それはセヴァストポリ特別市にロシア海軍の黒海艦隊が租借する基地があるからで、クリミアにはロシア黒海艦隊の隊員16,000人が駐留していたとされています。ロシア黒海艦隊に関するウクライナとロシアの協定では隊員の上限は25,000人とされ、ロシアはクリミアのロシア国民とロシア軍の要員の安全を守るために協定の範囲内で隊員を増強しました。¹⁴⁾

しかし、北大西洋条約機構(NATO)は「ウクライナに対するロシアの軍事行動は国際法違反だ」と声明で断じ、ヘイグ英外相が「ロシアがウクライナと直接対話することを求める」、シュタインマイヤー独外相が「ウクライナ新政権は少数派(ロシア人)の権利も守るべきだ」との見解を表明していたのに対して、ケリー米国務長官は「ロシアの行為は軍事侵略だ」「軍事介入には代償が伴う」と、ロシアに対する経済制裁に踏み込む可能性を示唆していました。しかし、タス通信はクリミア自治共和国ではウクライナ軍兵士1,500人以上と、国境警備隊の隊員約1,700人がウクライナ暫定政権の指揮系統から離脱し、クリミア住民に忠誠を誓い、抵抗することなくロシア軍に投降したと伝えていました。

14) ロシア黒海艦隊に関するウクライナとロシアの協定では隊員はロシアの施設を守り、市民の生命や健康を脅かす急進的な動きを防止するために必要と見做される行動をとることを認められていたとされています。

そして、3月15日の安全保障理事会で翌16日に予定されているクリミアでのロシアへの編入の是非を問う住民投票を「無効」とする決議案が採決されましたが、ロシアが拒否権を行使したため廃案になりました。そのため、米国とEU、ウクライナなど40か国は3月27日の国連総会本会議に、3月16日の住民投票を無効とし、クリミアの帰属変更を認めないよう各国や国際機関に求める決議案を共同提案し、賛成100か国、反対11か国、棄権58か国で採択されました。

総会決議には安全保障理事会決議のような拘束力はありませんが、米国やEUが総会決議の採択にこだわったのは、総会決議がロシアへの国際的な圧力となり、ロシアに対する経済制裁の実施によってロシアを孤立させることができるからと言われています。しかし、本当の狙いは米国とEUの忠告を無視してロシアが武力によってウクライナからクリミアを奪ったという「ロシア悪者論」を国際的に広めるためです。総会での投票で棄権が58か国あったことは、米国とEUなどが提案した議案に疑問を抱く国が多くあったことを意味しています。¹⁵⁾

また、国連憲章第12条1は「安全保障理事会がこの憲章によって与えられた任務をいずれかの紛争または事態について遂行している間は、総会は、安全保障理事会が要請しない限り、この紛争又は事態について、いかなる勧告もしてはならない」と規定しているため、米国やEUなどが国連総会本会議にクリミアでの住民投票の無効などを求める決議案を共同提案したことは国連憲章に違反する可能性があります。

15) クリミアで住民投票が行われた3月16日にブーチン露大統領とドイツのメルケル首相は電話で協議し、ブーチンは住民投票については「住民の選択を尊重する」と述べ、これについて読売新聞（2014年3月17日）は「旧ソ連の『勢力圏』において国益が損なわれれば力づくで取り返すのが、ブーチン大統領の基本姿勢だ。そこにはソ連崩壊後、東欧の旧社会主義諸国が次々に北大西洋条約機構（NATO）や欧州連合（EU）に取り込まれている現実への反発と根深い不信がある」と報じていました。

4 主権と領土の一体性

2014年3月24日に先進7か国（G7）は、オランダのハーグで緊急首脳会議を開き、ロシアがクリミアを編入した問題に関して「ハーグ宣言」を発表しました。同宣言は「我々、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、アメリカ合衆国の首脳並びに欧州理事会議長及び欧州委員会委員長は、ウクライナの主権、領土の一体性及び独立に対する我々の支持を再確認するため、ハーグで会合した。国際法は、強制や力によって他国の一部又は全部の領土を取得することを禁じている。そうすることは、国際体制が基盤とする諸原則に違反する。我々は、ウクライナ憲法に違反してクリミアで行われた違法な住民投票を非難する。我々はまた、国際法及び特定の国際的な義務に違反してクリミアを併合しようとするロシアの違法な試みを強く非難する。我々は、これら双方を承認しない」としていました。

ハーグ宣言がいう「主権、領土の一体性」とは、1993年1月22日の独立国家共同体憲章に謳われた「共同体加盟国は、主権及び独立の尊重、国境の不可侵、国家の領土保全、戦力又は戦力による威嚇の不使用、内政不干渉、国際関係における国際法の支配、相互及び共同体全体の利益の考慮の原則に従い、その相互関係を構築する」ことと、1994年1月14日のクリントン米大統領、エリツィン露大統領、ウクライナのクラフチュク大統領の間で合意された三か国声明に謳われた「ウクライナの独立、主権、国境を尊重すること、武力による威嚇及び行使と経済的圧力を外交手段として用いないこと、ウクライナが核兵器を伴う侵略または侵略の脅威を受けた場合、国連安保理に緊急行動を起こすよう要請すること」を指すとされています¹⁶⁾。つまり、

16) 独立国家共同体（CIS）は、当初には1991年12月のソ連崩壊によって独立した15か国のうちバルト3国とグルジアを除く11か国で構成され、それは国家間協力などを目的としたものです。グルジアは1993年12月に加盟しましたが、2008年にグルジアとロシアが武力衝突したためグルジアは2009年にCISから脱退し、ロシアがクリミアを編入したためウクライナは脱退の手続きを開始しました。

三か国声明は、ソ連崩壊後にウクライナが旧ソ連製核兵器を廃棄するのと引き換えに「ウクライナの独立、主権、国境の尊重」などに関して交わされた覚書です。それ

これはウクライナが他国に侵略され領土を奪われないこと（他国がウクライナの領土を奪わないこと）を言います。

また、国際連合憲章第2条4は「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と規定し、1975年に全欧安保協力会議（CSCE・現在の欧州安全保障協力機構OSCE）が採択したヘルシンキ宣言は加盟国の相互関係を律する諸問題として「主権平等、武力行使または武力による威嚇の禁止、国境不可侵、領土保全、紛争の平和的解決、内政不干涉、人権並びに基本的自由の尊重、民族の平等及び自決、国家間の協力、国際法上の義務の誠実な履行」を謳っています。なお、ハーグ宣言がいう「特定の国際的な義務」はヘルシンキ宣言を指していると言われています。

独立国家共同体憲章、三か国声明、ヘルシンキ宣言は、いずれも侵略行為の禁止を謳い、そのため米国とEUはロシアがクリミアを侵略したと主張していますが、ロシアがクリミアに対して武力による威嚇や武力を行使した事実はなく、またクリミア自治共和国の住民に住民投票でロシアへの編入に賛成するようにロシアが威嚇又は武力行使した事実もありません。

プーチン露大統領はロシア議会上下院、地方首長、市民団体の代表に向けた3月18日のクレムリンでの演説で「私は確かに上院からウクライナで軍事力を行使して良いという権利を与えられた。しかし、まだ行使していない。ロシア軍はクリミアに派遣されていない。クリミアの部隊は、国際条約に基づいて駐留する部隊だけだ。確かに我々はクリミアの部隊を増強した。しかし、クリミア駐留部隊の上限要員を超えたわけではない」と述べていました（在日ロシア連邦大使館HPより）。¹⁷⁾

は、ウクライナでは安全保障のために旧ソ連製核兵器を廃棄せず保有することが検討されていたからです。

17) また、プーチン露大統領は演説の中で「現在世界で起こっていること、さらにはこの数十年にわたって世界で起こってきたことが鏡のように映し出されている。二極体制の消失後、世界から安定が消えた。主要な国際機関は強化されるどころか、残念ながらら往々にして退化している。米国を筆頭とする西側のパートナーたちは政治の実践に

プーチン露大統領の演説後にハーグ宣言が発表されていることは、G7はプーチンが「クリミアでは武力衝突は一度も起こらず人的被害もない」と演説したことなどをすべて嘘と判断したことを意味しています。

5 住民投票と自決権

クリミア自治共和国は3月6日に、3月30日に予定していた住民投票を同月16日に前倒しすることを決定し、また同自治共和国をロシアに編入する決議を採択しました。そのため、住民投票はウクライナからの分離の賛否を問うものから、ロシアへの編入の賛否を問うものに変更されました。ただし、プーチン露大統領は3月4日の記者会見でクリミアを編入する意思はないとしていましたが、同月7日にはロシア上下院議長はクリミアのウクライナからの分離とロシアへの編入を支持する考えを表明しました。

3月16日のクリミア自治共和国での住民投票の投票率は83.1%、ロシアへの編入に賛成が96.8%、セヴァストポリ特別市での住民投票の投票率は89.5%、ロシアへの編入に賛成が95.6%と発表されました。¹⁸⁾

しかし、ハーグ宣言が「ウクライナ憲法に違反してクリミアで行われた違法な住民投票を非難する」としているのは、ウクライナ憲法第73条が「ウクライナ領土の変更問題は国民投票のみで議決できる」と規定していることと、「住民投票は国際的な反対に抗して強行された。編入に9割超が賛成したというが、その結果は開票するまでもなく明らかだった。ロシアが武力で掌

において国際法ではなく、力による支配に従うことを好んでいる。彼らは自分が選ばれし特別な存在であると信じ切っており、世界の運命を決めるのは自分であり、常に自分だけが正しいのだと信じ切っている。彼らは思いつくままに行動している。あちこちで主権国家に対して武力を行使し、「ついてこない者は敵である」の原則に従って同盟を築いている。侵略を合法的に見せるため、国際機関から必要な決議を引き出し、何らかの理由でそれが上手くいかない場合は国連安全保障理事会も国連そのものをも全く無視する」と述べていました。

18) ウクライナ暫定政権のヤツェニウク首相は3月17日に、クリミアの住民投票について「クリミアはウクライナの領土で、わが国民が住んでいる。住民投票（の結果）は承認しないし、将来も承認しない」と表明しました。

握し、異論を封じた中での手続きだから当然だ。反対派を銃口で沈黙させたうえでの投票は、国際法が定める『人民の自決の権利』とかけ離れているのは明白である」(「朝日新聞DIGITAL」2014年3月18日)と考えているからです。

しかし、ウクライナ憲法はクリミア自治共和国での住民投票について「クリミア自治共和国は、ウクライナを構成する不可分の領土であると同時に、ウクライナ憲法が定める範囲内で自治を行う」(第134条)、「クリミア自治共和国はクリミア自治共和国憲法を有す。合法的クリミア自治共和国議会の政令及びクリミア自治共和国閣僚会議の決議は、ウクライナ憲法及びウクライナの法に反することはない」(第135条)、「クリミア自治共和国議会の決定及び決議は、クリミア自治共和国内でのみ執行される」(第136条)、「クリミア自治共和国住民投票の運営及び管理に関する権限を有する」(第138条第2号)と規定しています。

ブーチン露大統領は3月18日の演説で、クリミアでの「住民投票は民主的手続きと国際法の規定に完全に合致したもので」、「クリミア自治共和国議会が独立宣言と住民投票を発表した根拠は、国連憲章にある民族自決の原則だ」とし、2008年2月のコソボのセルビアからの一方的な独立宣言は「中央政府の許可を必要としなかった」ばかりか、国連国際司法裁判所は「国際法は、独立宣言についていかなる禁止も規定していない」(2010年7月22日付)とコメントし、「米国は『独立宣言は国内法に違反することがあるが、国際法を違反していることにはならない』(コソボの審理に際し国際司法裁判所に提出された2009年4月17日付の米国覚書)との声明を出していた」と述べていました。つまり、米国やEUがクリミアの独立宣言と住民投票を否定することは米国やEUがこれまで主張してきた民主主義の原則に反するとブーチン露大統領は主張し、民主主義に関して米国・EUとロシアの立場が逆転する現象が起きていました。

なお、1960年に国連総会で採択された「植民地諸国、諸人民に対する独立付与に関する宣言」は、「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利

に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追及する」(第2項)とし、国際連合憲章第1条2は「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること」と自決権を認めています。

そのため、ハーグ宣言の「ウクライナ憲法に違反してクリミアで行われた違法な住民投票を非難する。国際法及び特定の国際的な義務に違反してクリミアを併合しようとするロシアの違法な試みを強く非難する」という主張に正当性はなく、またハーグ宣言は自決権を否定しています。それは、米国やEUにとって都合の良い民主化を求める住民投票は認めるが、米国とEUの考える民主化とは異なるものを求める住民投票は認めないとするものです。

6 経済制裁と非軍事的措置

3月6日に米国とEUはロシアに対する制裁を打ち出し、これまでロシアへの経済制裁をめぐっては温度差があったためオバマ米大統領は「重要な局面でわれわれ(欧米)の結束が示されたことに満足している」と述べ、声明で米国が欧州の同盟国との緊密な調整を踏まえて対ロシア制裁を決めたことを強調していました。そして、米国とEUはロシアに①ウクライナで軍を通常配置に戻す②クリミア自治共和国に国際監視団を受け入れさせる③ロシアが外交解決に向けウクライナ暫定政権との対話に応じる、ことを要求し、応じない場合には制裁を強化することを示唆していました。ロシアは、米国とEUによる経済制裁に対する対抗措置の準備に入ると警告し、ラブロフ露外相は「制裁は互いにとって利益にならない」と述べていました。

ロシアがクリミアを編入したため、オバマは3月20日にロシアの政府高官と関連銀行を制裁対象に追加指定したと発表し、ロシア経済の主要分野に制裁を科す新たな大統領令にも署名しました。3月26日には、米国とEUはロシアに厳しい国際制裁を科すと警告し、オバマ米大統領は「われわれは結束して制裁を科すことでロシアの負担を高め、打撃を与えている」「ロシア指導

部が現在の行動を続ければ、われわれは結束してロシアの孤立が確実に深まるようにする」と述べていました。

米国がロシアに科した制裁つまり経済制裁 (economic sanctions) とは、経済の力をもって他国に制裁を加える国家行為、あるいは意図的に政府の意向によって実施される貿易や金融関係の停止または停止の威嚇とされ、制裁には政府が主導する当該国商品の不買や、ビザ発給停止、資産凍結などの金融制裁、封鎖海域や港湾などを設定して当該国商船に対する臨検、商船の拿捕や積荷等の没収などの手段があります。¹⁹⁾

現在 (2014年5月現在)、国際連合安全保障理事会決議により経済制裁が科せられている国には、ソマリア、コンゴ民主共和国、シリア、北朝鮮、イランなどがあります。安全保障理事会が経済制裁を決議する根拠は国際連合憲章第39条で、それは「安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び第42条に従っていかなる措置をとるかを決定する」と規定し、第41条が非軍事的措置、第42条が軍事的措置と呼ばれていますが、これは制裁を意味し、経済制裁は非軍事的措置の一つとされています。²⁰⁾

非軍事的措置としての経済制裁は、国際連合憲章の枠組みの中では敵対行為の一つの形態と見做され、どの程度の経済制裁が敵対行為となるかについては国際的な合意はありませんが、一般には封鎖海域の設定や臨検の実施、

19) また、多国間条約が締結されている場合には条約の誠実な履行を担保するために制裁条項が設定され、たとえばEU機能条約第101条に違反した場合には欧州委員会は制裁金を科すことができる (理事会規則第23条2項) とされています。

20) 国連憲章第41条は「安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる」、第42条は「安全保障理事会は、第41条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる」としています。

拿捕、金融資産の凍結などは敵対行為と見做されると言われています。²¹⁾

ロシアに対する経済制裁は、国連安全保障理事会で承認されたものではなく、米国とEUなど有志による制裁発動で、この意味ではロシアに対する制裁に国際法的な正当性はなく、そのためこれはロシアが米国やEUなどの要求に承服しないことに対する懲罰の意味を持ち、このような制裁発動は問題の解決を遅らせるばかりか、事態を悪化させる可能性があります。安易に経済制裁が行われていますが、国連憲章では軍事的措置（武力行使）の前段階として位置づけられていることが看過されています。

なお、経済制裁は武力の行使を伴わないという意味において平和的な紛争解決手段と考えられてきましたが、「平和的な手段」ではないという考え方があり、ガリ元国連事務総長は制裁について「対象国の無防備な集団（つまり一般市民）を苦しめることが、政治指導者に圧力をかける手段として合法的か」と疑問を投げかけ、アナン前国連事務総長も経済制裁が政治的利得と不釣り合いな苦痛を国民に負わせるため「制裁は平和の維持と人権の保護という二つの任務を負う国連に対してジレンマを突きつけた」としていました。そのため、国連憲章第41条に基づいて発動される強制措置であっても国際人道法に含まれる人権保護の原則に則った制限を加え、人権侵害を回避すべきだとする考えが重要視され始めています。

21) なお、経済制裁には安全保障理事会決議に基づく経済制裁（多国間制裁）のほかに、ある国が独自の判断によって特定国に経済制裁（単独制裁）を科すことがあり、たとえば米国では一般に1977年国際非常事態経済権限法（IEEPA）が援用されるケースが多く、同法は大統領が「国家非常事態」を宣言すれば制裁発動の権限が付与されるとしています。また、議会が特定国に対する制裁措置を立法化して行政府に運用を迫るケースもあれば、特定国と取引をしている第三国に対しても制裁（第三国と米国との取引の制限など）を科すという国内法の域外適用を行うことがあります。この場合、経済制裁を敵対行為（経済力による戦争）とすれば、米国による経済制裁への第三国の任意の協力は戦時国際法における中立国の権利義務に抵触する可能性があると言われています。

おわりに

クリミア紛争では、在外自国民保護を目的とした軍事介入の是非の問題、国家と国籍（国民）と居住地の関係の問題が持ち上がり、国際連合憲章に違反する可能性がある米国やEUなどによる決議案の国連総会への付託、武力による威嚇又は武力の行使の禁止と領土保全又は政治的独立に関する国際連合憲章第2条4の拡大解釈、米国やEUによる住民投票と自決権の否定、米国やEUにとって都合の良い民主化は認めるが都合の悪いものは認めないとする傲慢さ、武力による威嚇又は武力の行使が禁止されている中での安易な経済制裁（軍事的措置としての武力行使の前段階の非軍事的措置）の発動という問題が提起されました。これらは、今後慎重に検討しなければならない国際秩序に関する問題です。

また、日本ではマスコミが挙ってロシアを「悪者」と批判するという報道のあり方の問題も指摘されています。

なお、クリミア紛争以降のウクライナ東部などでの独立宣言や住民投票、反テロ作戦、ジュネーブ声明、円卓会議、5月25日の大統領選などについても国際秩序を大きく変容させかねない問題があるため、稿を改めて論ずることにします。

（脱稿：2014年5月27日）